

2009年3月23日

経済産業省
自動車課自動車リサイクル室
室長 荒井 孝 様

日本 ELV リサイクル機構
代表理事 酒井 清行

発炎筒の処理に関する当機構の見解について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
当機構の活動につき、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月5日に開催された合同会議の席上、使用済自動車に搭載されている保安炎筒(発炎筒)の取り扱いにつきご議論がありましたが、本件に関する当機構の考え方に
つき別紙の通り取りまとめましたのでご連絡申し上げます。

私どもの業界といたしましても、破砕処理の安全性向上に資する方策導入の必要性を
強く認識しており、破砕業界が主張する破砕前段階における回収・適正処理につつま
しては、諸条件の整備が前提とはなりますが、当機構会員あげて協力させていただく
所存です。

つきましては、今後の検討に際しましては、当機構の考え方をご理解いただきますよ
うお願いいたしますとともに、検討の場への参加につきましても格段のご高配を賜る
よう併せお願い申し上げます。

敬具

別添：使用済自動車搭載の保安炎筒の処理について

使用済自動車搭載の保安炎筒の処理について

有限責任中間法人日本 ELV リサイクル機構

日本 ELV リサイクル機構は、使用済自動車に搭載されている発炎筒の適正処理について以下のとおり考えます。

- ① 使用済自動車に搭載されている発炎筒が車両の破碎工程において発火あるいは最悪の場合、火災事故の要因になりうるとの破碎業者(鉄リ)の懸念を理解する。
- ② 使用済自動車処理の流れに鑑み、発炎筒を破碎前の工程において回収し、適正処理に処することが合理的であるとする鉄リの見解を理解するが、その実施方法については次の選択肢が考えられる。

回収者	方 法	要 件
最終ユーザー	車両引き渡し時に取り外し、一般廃棄物として処理する(家庭ごみの扱い)	廃車か中古車かの判断困難 回収の徹底が困難 一般廃棄物として廃棄できるか
引き取り業者	車両引き渡し時に回収し、炎筒工業会のスキームに引渡す	スキームがすでに存在する 使用済車の判定が可能
解体業者	解体時に、事前回収物品として回収する	法律(省令)改正が必要 回収スキームを新たに構築 費用負担のあり方につき検討要

- ③ 発炎筒の回収を解体業者の役割とする際に検討すべき事項
 - ・ 解体業者が回収した際、処理は産業廃棄物法に則って行われなければならない、処理スキームの構築が前提条件でなければならない
 - ・ 現在の事前回収物品処理(5 物品)に加えて、更なる負担が発生することから、明確な負担軽減策が提示されない限り業界内の合意形成は極めて困難。最低、回収方法・荷姿(格納ケースの供与などを含む)の明確化と、輸送・保管経費などが担保されるスキームが必要。既存の炎筒工業会スキームとの連携は負担軽減に資する。
 - ・ 全ての解体業者が新たな責務を全うするためには周知徹底が不可欠であり、行政、関係業界を挙げての啓発活動が不可欠なため、それにかかわる諸負担(経費、人的資源など)の裏づけが必要。
 - ・ 周知活動、さらには、各解体事業者が社内における社員教育等に要する時間等を考慮し、実施に際しては十分なリードタイムが必要。

以上